

速報! さくらユウワ通信

贈与税・相続税の一体化と現行の制度について

令和3年度税制大綱で、贈与税と相続税の課税制度の見直しを検討することは発表されていますが、この発表により近い将来、贈与税の暦年課税制度(暦年贈与)が終了する可能性がありますので、再度、現行の制度についてご案内します。

暦年課税制度(暦年贈与)と相続時精算課税制度について

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
①贈与者	誰からでも可	60歳以上の親・祖父母
②受贈者	誰に対しても可	20歳以上の推定相続人と孫
③非課税枠	110万円	相続を開始するまでに、 2,500万円
④税率	基礎控除110万円を超えた額に超過累進課税	特別控除2,500万円を超えた額に一律20%の課税
⑤申告の有無	基礎控除110万円を超えた時	金額に関わらず、贈与税申告書と相続時精算課税選択届書の提出
⑥相続時の相続税	暦年贈与された金額は原則として相続税には加算されません。 ただし、相続開始前3年に受けた贈与については相続財産に加算されます。	相続時精算課税制度を適用した贈与財産はすべて、贈与時の価格で相続財産に加算されます。

事業承継税制について

1. 事業承継税制とは

後継者である受贈者・相続人等が円滑化法の認定を受けている非上場株式の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

2. 認定要件

	一般措置	特例措置
適用期間	平成21年4月1日～	平成30年1月1日～ 令和9年12月31日
会社の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業であること ・上場会社・風俗営業会社でないこと ・資産保有型会社・資産運用型会社でないこと 	
先代経営者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者であったこと ・贈与又は相続の直前において、同族関係者(親族等)と併せて、発行済議決権株式の過半数を保有し、かつ、同族内(後継者を除く)筆頭株主であったこと ・特例措置及び一般措置の認定を受けた贈与を行っていないこと ・贈与時に代表者を退任していること(贈与のみ) 	
		・特例承認計画に記載された先代経営者であること(特例措置のみ)

先代経営者以外の株主の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・先代経営者から後継者への贈与又は相続が行われていること ・代表権を有していないこと ・特例措置及び一般措置の認定を受けた贈与を行っていないこと 	
後継者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与時(又は相続開始時)において、後継者と同族関係者(親族等)と併せて、発行済議決権株式総数の過半数を保有し、かつ同族内で筆頭株主となること 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例承継計画に記載された特例後継者であること ・贈与時又は相続開始時において、同族関係者(親族等)と併せて、発行済議決権株式総数の過半数を保有し、かつ次の(1)又は(2)を満たしていること (1)一人で承継する場合、同族内で筆頭株主となること (2)複数人で承継する場合、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者がその同族関係者の中で最も多くの議決権を有していること(既に又は同時に特例措置の適用を受けている後継者を除く)
納税猶予非上場株式等の制限	株式数の3分の2まで	制限撤廃
納税猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税 100% 相続税 100%

今回は令和3年度の税制大綱で検討をされている贈与税・相続税の一体化に関して、現行制度の内容についてご案内させていただきました。

ご質問等ございましたら、各担当者までお気軽にご相談下さい。【坂田】